

# 福岡県公報

平成二十五年三月十五日  
第三千四百七十九号  
増刊  
①

## 目次

### 条 例 (第四号一第十号)

○福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (生活安全課)	……………二
○福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	……………二
○福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例 (健康増進課)	……………二
○福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例 (高齢者支援課)	……………二
○福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例 (子育て支援課)	……………三
○福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (障害者福祉課)	……………三
○福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (労働政策課)	……………三
再 掲	
○福岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局総務課)	……………三
○福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	……………七
○福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	……………八

## 公布された条例のあらまし

◇福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (新社会推進部生活安全課)

1 福岡県消費者行政活性化基金に基づく事業を平成二十五年度まで継続することに伴い、福岡県消費者行政活性化基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部健康増進課)

1 福岡県地域自殺対策緊急強化基金に基づく事業を平成二十五年度まで継続することに伴い、福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部高齢者支援課)

1 福岡県介護基盤緊急整備基金に基づく事業を平成二十五年度まで継続することに伴い、福岡県介護基盤緊急整備基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部高齢者支援課)

1 福岡県介護職員処遇改善等基金に基づく事業を平成二十五年度まで継続することに伴い、福岡県介護職員処遇改善等基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例 (福祉労働部子育て支援課)

1 福岡県子育て応援基金に基づく事業を平成二十九年度まで継続することに伴い、福岡県子育て応援基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (福祉労働部障害者福祉課)

1 福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に基づく事業を平成二十六年度まで継続することに伴い、福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の有効期限を延

長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(福祉労働部労働局労働政策課)

1 福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金に基づく事業を平成二十六年年度まで継続することに伴い、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四号

福岡県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

福岡県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年福岡県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五号

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福岡県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

福岡県介護基盤緊急整備基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護基盤緊急整備基金条例(平成二十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年九月三十日」を「平成二十六年九月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七号

福岡県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例

福岡県介護職員処遇改善等基金条例(平成二十一年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年九月三十日」を「平成二十六年九月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福岡県条例第八号

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

福岡県子育て応援基金条例（平成二十一年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第九号

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福岡県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十号

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め

る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第一号

福岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福岡県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県政務調査費の交付に関する条例

第一条中「第百条第十四項及び第十五項」を「第百条第十四項から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第八条を削る。

第七条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第八条とする。

第六条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を

「政務活動費」に、「福岡県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）」を「会派」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

**第二条** 政務活動費は、福岡県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）が実施する調査研究、研修、広聴・広報、要請・陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第九条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費による」を「政務活動費による」に、「第八条の用途基準」を「第二条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「収支報告書等」を「収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（透明性の確保）

**第十二条** 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする。

第十三条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 政務活動に要する経費（第2条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行政等に 関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員に参加に要する経費
広聴・広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴・広報活動に要する経費
要請・陳情等活動費	会派が行う要請・陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
公 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	所属議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式を次のように改める。

別記様式（第 9 条関係）

年 月 日

福岡県議会議長

殿

会派名

代表者名

印

### 年度政務活動費に係る収支報告について

福岡県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年福岡県条例第 1 号）第 9 条に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書

( 年 月 ~ 年 月分 )

会派名

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広聴・広報費		
要請・陳情等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付決定される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の福岡県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付決定された政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に提出されている旧条例第四条各項の規定により提出されている届出は、この条例の施行の日において新条例第五条各項の規定により提出された届出とみなす。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

## 福岡県条例第二号

福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三十七項の前の見出し中「長期勤続者等に対する退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項の後段として次のように加える。

この場合において、第七条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第三十七項」とする。

附則第三十八項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の前の見出し中「長期勤続者等に対する退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、改正後の条例第四条、第五条又は福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十年福岡県条例第三十三号）附則第六項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）」及び、「改正後の条例第三条から第五条の三まで及び同条例附則第七項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第七項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「改正後の条例第三条第一項及び第五条の二並びに同条例附則第七項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年としてこの条例附則第五項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は改正後の条例第五条の二の規定により計算した額にこの条例附則第五項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第八項中「改正後の条例第五条から第五条の三まで及び同条例附則第七項の規定にかかわらず」を削る。

(福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十六年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年福岡県条例第四号。」を「福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十六年福岡県条例第四号。」に、「退職手当の額が」を「額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、百分の八十七）を乗じて得た額が」に改め、「附則第八条の規定による改正後の」を削る。

**附則**

（施行期日）

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例（以下この条例及び附則第五条において「新条例」という。）附則第三十七項（新条例附則第三十九項及び第三条の規定による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十六年福岡県条例第四号。附則第五条において「改正後の平成十六年一部改正条例」という。）附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第三十八項の規定の適用については、新条例附則第三十七項中「百分の八十七」とあるのは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十五年九月三十日までの間にあっては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間にあっては「百分の九十二」とする。

**第三条** 第二条の規定による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福岡県条例第三十八号。以下この条及び附則第五条において「改正後の昭和四十八年一部改正条例」という。）附則第五項（改正後の昭和四十八年一部改正条例附則第八項においてその例による場合を含む。）及び第七項の規定の適用については、改正後の昭和四十八年一部改正条例附則第五項中「百分の八十七」

とあるのは、施行日から平成二十五年九月三十日までの間にあっては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間にあっては「百分の九十二」とする。

**第四条** 第四条の規定による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福岡県条例第二号。次条において「改正後の平成十八年一部改正条例」という。）附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、施行日から平成二十五年九月三十日までの間にあっては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間にあっては「百分の九十二」と、「百分の八十七」とあるのは、施行日から平成二十五年九月三十日までの間にあっては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間にあっては「百分の九十二」とする。

**第五条** 平成二十五年三月三十一日に退職した者（地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者に限る。）に係る次に掲げる規定の適用については、前三条の規定にかかわらず、次に掲げる規定中「百分の八十七」とあるのは「百分の百」と、「百分の八十七」とあるのは「百分の百」とする。

- 一 新条例附則第三十七項（新条例附則第三十九項及び改正後の平成十六年一部改正条例附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第三十八項
- 二 改正後の昭和四十八年一部改正条例附則第五項（改正後の昭和四十八年一部改正条例附則第八項においてその例による場合を含む。）及び第七項
- 三 改正後の平成十八年一部改正条例附則第二条第一項

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県条例第三号**

福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する



## 条例

福岡県特別職の職員及び教育長の退職手当に関する条例（昭和五十五年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の六十五」を「百分の五十四」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十一」に改め、同項第三号中「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同項第四号中「百分の二十」を「百分の十六」に改め、同項第五号中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。